



速報

はぼろ

発行責任：組織対策部

発行日：2010.9.3

発行号：10第12号

三二運動会の参加者が決まりました！

～ いよいよ、決戦が近づく！ ～

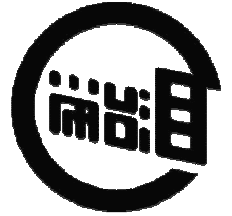
次のとおりチーム編成をしましたのでお知らせします。当日はケガのないよう思いっきり楽しみましょう！

日時	9月10日(金)午後6時30分 から
場所	勤労青少年ホーム 大レクリエーションホール (旧町民体育館)
チーム編成	Aチーム (第1分会・第5分会、17名)
	野上 京子 奥山 洋美 蟻戸 貴之 木村 謙彦 宇野 真澄 竹内 志保 条西 由加子 齋藤 あゆみ 金子 和恵 加藤 五月 柿崎 麻衣子 本間 由美子 越智 七恵 渡辺 博樹 木村 康治 茶谷 久恵 中佐 あゆみ
	Bチーム (町長、副町長、第2分会、21名)
	石川 宏 酒井 峰高 梶 睦 敦賀 哲也 佐々木 慎也 中島 貴志 飯作 昌巳 宇野 延仁 山田 大志 土清水 彬 広谷 将大 脇坂 早織 品野 万亀弥 清水 聡志 松木 美恵子 門間 憲一 近藤 健弘 更科 信輔 近藤 優樹 石垣 亮輔 楠美 彩乃
	Cチーム (第3分会、16名)
藤岡 典行 高橋 伸 杉野 浩 嶋崎 育世 斉藤 悠理 和田 広夢 藤田 俊吾 日角 綾 鈴木 典生 棟方 富輝 西山 卓 大西 将樹 家山 真由美 定舎 陽子 山本 征子 工藤 孝司	
Dチーム (第4分会、組合、14名)	
宮崎 寧大 熊谷 裕治 小笠原 聡 館野 留美子 大平 良治 小笠原 悠太 鈴木 繁 三上 敏文 上田 章裕 村上 達 金田 幸恵 柴田 富美子 金子 伸二 堀川 聖子	
合計68名 ※氏名は順不同。チーム編成は分会単位で考慮した為、人数・性別等にはばらつきがありますがご了承下さい。 ※参加人数が少ないチームは、各チームのリーダーの了承のもと、選手の臨時的な貸与（レンタル）可能とします。	
競技種目 (競技人数)	①カゴでポン (男女ペア3組選出。但し、各チーム管理職+女性の組を入れること) ②5色綱引き (各チーム10名選出) ③デカパンツリレー (各チーム6名選出) ④玉入れ (各チーム6名選出) ⑤ストラックアウト (各チーム1～12名選出) ※各チームで事前に話し合い選手を決めておいて下さい。
賞金	1位 20,000円 2位 10,000円 3位 5,000円 珍プレー賞あり
各チームへお願い!	◆食べ物 (オードブル等) は各チームで用意してください。組合で用意するのは飲物 (ビール、焼酎、日本酒、ジュース) のみです。その他、敷き物等必要と思われるものについても各チームで用意願います。(ゴミはお持ち帰り願います) ◆各チームでリーダーを決めておいて下さい。当日はその方を中心に競技の出場者や賞金の使い道等スムーズに決めていただければと思います。
参加者へお願い!	◆当日は動きやすい服装で来て下さい。(上靴は忘れずに!) ◆ケガをしないように、十分な準備運動を心がけて下さい。 ◆事前に申込みされていない方でも、当日参加OKです!



と知れ

職 職



シリーズ 労使関係が変わる！ 《後半～いま、単組で何をすべきか？いま、単組ですべきこととは？》

4 年間闘争サイクルを確立しよう！

Fourth Kind



まずは「要求 → 交渉 → 妥結」のサイクルを確立しよう

「労使双方が責任を持って妥結する」という労働協約締結権の意義を意識し、今からでも春闘期・賃金確定期(秋闘)を中心に「要求→交渉→妥結」のサイクルを確立することが必要です。

協約締結権が付与される新たな制度の下では、現在のさまざまな制約がある人事院勧告制度下の労使交渉から、自治体労使双方が主体の労使交渉によって自主的に賃金・労働条件を決定することになります。

これを見据え、労使交渉の基本となる ①要求書の提出(要求事項をしっかりと固めて)、②団体交渉を行う(事前折衝や予備交渉を含め)、③妥結する(労使双方が納得できるところを模索しつつ)といった流れ(サイクル)を作ることが大切です。



妥結後は協定書を作ろう ～「妥結基準は書面化する」ことをルール化しよう

新たな制度下では法的拘束力が伴う「労働協約」を締結することが重要になってきます。

これを見据えて、いま現在、私たち地方公務員が締結できる「書面協定」(※4)を作ることが大切です。

法解釈では口頭でも書面でも効果は変わらないとされていますが、当局の履行責任を追及することになった場合、何よりも書面による協定書が大きな存在感を示すことになります。

自治労はこのことを考慮し「単組の交渉力向上に向けて、地公労法第7条で規定する事項を最低限とした協約・協定を締結する取り組み」を方針化しています。これに基づき、今の段階から「妥結結果は書面化する」ことのルール化に努めなければなりません。

※4 地方公務員法第55条第9項では「職員団体は法令、条例等に抵触しない限り、当局と書面協定を結ぶことができる」となっています。

地公労法第7条(団体交渉の範囲)

第13条第2項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項



トニカク 「ヨウキュウ ⇨ コウショウ ⇨ タケツ」ノ
サイクルヲ カクリツ セヨ！
ソレニハ ヒゴロ カラノ ジュンビ ガ フカケツ ナノダ！